

三重県後期高齢者医療広域連合財務規則

平成19年2月1日規則第14号

改正 平成21年12月10日規則第10号

三重県後期高齢者医療広域連合の財務に関する事項については、法令、条例その他別に定めがあるものを除くほか、津市の例による。ただし、出納員等の領収印は様式第1号とし、その他関係様式等については、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

出納員等の領収印

出納員の領収印



直径 2.5cm とし、中部の数字は年月日を表示し、その上部へ領収印番号を入れる。「年月日」欄は、アラビア数字のみで表示する。

現金取扱員の領収印



直径 2.5cm とし、中部の数字は年月日を表示し、その上部へ領収印番号を入れる。「年月日」欄は、アラビア数字のみで表示する。